

区分	工 種	項 目	規 格 値	測 定 基 準	記 録 方 法	測 定 箇 所 等
24 森 林 整 備	地拵え	面積	設計値(設計範囲) ただし起工測量又は出来形測量を行った場合は-1%以内	全測点の確認。ただし、一部分の周囲測量又は測点を復元した場合は前視と後視の高低角及び方位角の差が±1°以内、点間距離(斜距離)が±10cm以内とする。 また、全測点の周囲測量を行った場合は、閉合差が図上距離の総和の100分の1以内とする。	検査記録票 測量野帳(測量した場合) 設計図・写真	施工の前後に全測点を確認し、測点杭の有無を検査記録票に記録する。無い場合は復元し、測量野帳に記載。 測量はポケットコンパスを使用する。 測点杭の写真撮影については、森林整備業務写真管理基準のとおりとする。 施工完了時に測点杭が無くなっていた場合は、必ず復元する。
	植 栽	面積	設計値(設計範囲) ただし起工測量又は出来形測量を行った場合は-1%以内	全測点の確認。ただし、一部分の周囲測量又は測点を復元した場合は前視と後視の高低角及び方位角の差が±1°以内、点間距離(斜距離)が±10cm以内とする。 また、全測点の周囲測量を行った場合は、閉合差が図上距離の総和の100分の1以内とする。	検査記録票 測量野帳(測量した場合) 設計図・写真	施工の前後に全測点を確認し、測点杭の有無を検査記録票に記録する。無い場合は復元し、測量野帳に記載。 測量はポケットコンパスを使用する。 測点杭の写真撮影については、森林整備業務写真管理基準のとおりとする。 施工完了時に測点杭が無くなっていた場合は、必ず復元する。

区分	工 種	項 目	規 格 値	測 定 基 準	記 録 方 法	測 定 箇 所 等
24 森 林 整 備	植 栽	本数	設計数値以上	標準地を設定(1団地当り) 標準地の面積及び箇所数 面積は 200m <sup>2</sup> (10m×20m等)程度とする。 箇所数は 1ha未満は 2箇所以上 1ha以上は 1haにつき 1箇所以上	検査記録票 出来形図	標準地の設定箇所は監督員と協議のうえ 決定する。ただし、特に指定のない場合 は、施工地に均等に配置する規格値は、標 準地の平均とする。
		苗木規格	設計数値以上	植栽後、植栽本数の0.5%以上	検査記録票	
		植付け穴	穴径の-5cm以 内	植栽本数の0.1%以上	検査記録票	
	下 刈	面積	設計値(設計範囲) ただし起工測量又 は出来形測量を 行った場合は-1% 以内	全測点の確認。ただし、一部分の周囲測量 又は測点を復元した場合は前視と後視の高 低角及び方位角の差が±1° 以内、点間距 離(斜距離)が±10cm以内とする。 また、全測点の周囲測量を行った場合は、 閉合差が図上距離の総和の100分の1以内 とする。	検査記録票 測量野帳(測量し た場合) 設計図・写真	施工の前後に全測点を確認し、測点杭の有無 を検査記録票に記録する。無い場合は復元し、 測量野帳に記載。 測量はポケットコンパスを使用する。 測点杭の写真撮影については、森林整備業務 写真管理基準のとおりとする。 施工完了時に測点杭が無くなっていた場合は、 必ず復元する。

区分	工 種	項 目	規 格 値	測 定 基 準	記 録 方 法	測 定 箇 所 等
24 森 林 整 備	獣害防除	面積	設計値(設計範囲) ただし起工測量又は出来形測量を行った場合は-1%以内	全測点の確認。ただし、一部分の周囲測量又は測点を復元した場合は前視と後視の高低角及び方位角の差が±1°以内、点間距離(斜距離)が±10cm以内とする。 また、全測点の周囲測量を行った場合は、閉合差が図上距離の総和の100分の1以内とする。	検査記録票 測量野帳(測量した場合) 設計図・写真	施工の前後に全測点を確認し、測点杭の有無を検査記録票に記録する。無い場合は復元し、測量野帳に記載。 測量はポケットコンパスを使用する。 測点杭の写真撮影については、森林整備業務写真管理基準のとおりとする。 施工完了時に測点杭が無くなっていた場合は、必ず復元する。
	雪起し	面積	設計値(設計範囲) ただし起工測量又は出来形測量を行った場合は-1%以内	全測点の確認。ただし、一部分の周囲測量又は測点を復元した場合は前視と後視の高低角及び方位角の差が±1°以内、点間距離(斜距離)が±10cm以内とする。 また、全測点の周囲測量を行った場合は、閉合差が図上距離の総和の100分の1以内とする。	検査記録票 測量野帳(測量した場合) 設計図・写真	施工の前後に全測点を確認し、測点杭の有無を検査記録票に記録する。無い場合は復元し、測量野帳に記載。 測量はポケットコンパスを使用する。 測点杭の写真撮影については、森林整備業務写真管理基準のとおりとする。 施工完了時に測点杭が無くなっていた場合は、必ず復元する。

区分	工 種	項 目	規 格 値	測 定 基 準	記 録 方 法	測 定 箇 所 等
24 森 林 整 備	除伐、つる切	面積	設計値(設計範囲) ただし起工測量又は出来形測量を行った場合は-1%以内	全測点の確認。ただし、一部分の周囲測量又は測点を復元した場合は前視と後視の高低角及び方位角の差が±1°以内、点間距離(斜距離)が±10cm以内とする。 また、全測点の周囲測量を行った場合は、閉合差が図上距離の総和の100分の1以内とする。	検査記録票 測量野帳(測量した場合) 設計図・写真	施工の前後に全測点を確認し、測点杭の有無を検査記録票に記録する。無い場合は復元し、測量野帳に記載。 測量はポケットコンパスを使用する。 測点杭の写真撮影については、森林整備業務写真管理基準のとおりとする。 施工完了時に測点杭が無くなっていた場合は、必ず復元する。
	本数調整伐(間伐)	伐採率又は残存本数指定 面積	設計値(設計範囲) ただし起工測量又は出来形測量を行った場合は-1%以内	全測点の確認。ただし、一部分の周囲測量又は測点を復元した場合は前視と後視の高低角及び方位角の差が±1°以内、点間距離(斜距離)が±10cm以内とする。 また、全測点の周囲測量を行った場合は、閉合差が図上距離の総和の100分の1以内とする。	検査記録票 測量野帳(測量した場合) 設計図・写真	施工の前後に全測点を確認し、測点杭の有無を検査記録票に記録する。無い場合は復元し、測量野帳に記載。 測量はポケットコンパスを使用する。 測点杭の写真撮影については、森林整備業務写真管理基準のとおりとする。 施工完了時に測点杭が無くなっていた場合は、必ず復元する。

区分	工 種	項 目		規 格 値	測 定 基 準	記 録 方 法	測 定 箇 所 等
24 森 林 整 備	本数調整伐 (間伐)	伐採率又は 残存本数指定	伐採状況 (伐採率指 定の場合)	伐採率 ±5%	標準地を設定(1団地当り) 標準地の面積及び箇所数  面積は 200㎡(10m×20m等)程度とする  箇所数は 1ha未満は 1箇所以上 1ha以上は 2haにつき 1箇所以上	検査記録票 出来形図	標準地の設定箇所は監督員と協議のうえ決定 する。ただし、特に指定のない場合は、施工地 に均等に配置する。  規格値は、標準地の平均とする。
			(残存本数 指定)	残存本数の±10%			
		伐採本数指定	伐採本数	設計数値以上			
	枝落し (枝打ち)	面積		設計値(設計範囲) ただし起工測量又 は出来形測量を 行った場合は-1% 以内	全測点の確認。ただし、一部分の周囲測量 又は測点を復元した場合は前視と後視の高 低角及び方位角の差が±1° 以内、点間距 離(斜距離)が±10cm以内とする。 また、全測点の周囲測量を行った場合は、 閉合差が図上距離の総和の 100 分の1以内 とする。	検査記録票 測量野帳(測量し た場合) 設計図・写真	施工の前後に全測点を確認し、測点杭の有無 を検査記録票に記録する。無い場合は復元し、 測量野帳に記載。  測量はポケットコンパスを使用する。  測点杭の写真撮影については、森林整備業務 写真管理基準のとおりとする。  施工完了時に測点杭が無くなっていた場合は、 必ず復元する。

区分	工 種	項 目	規 格 値	測 定 基 準	記 録 方 法	測 定 箇 所 等
24 森 林 整 備	枝落し (枝打ち)	枝落し高さ	0～±20cm以内	標準地を設定(1団地当り) 標準地の面積及び箇所数 面積は 100 m <sup>2</sup> (10m×10m等)程度とする 箇所数は 1ha未満 1箇所以上 1ha以上は 2haに付き 1箇所以上	検査記録票 出来形図	標準地の設定箇所は監督員と協議のうえ決定する。ただし、特に指定のない場合は、施工地に均等に配置する。
	作業歩道開 設	測点間距離	-20cm以内	全測点間距離	検査記録票 出来形図	
		総延長	設計数値以上		検査記録票	
		幅 W≤50cm	-10cm以内	施工延長 50mに 1箇所以上	検査記録票	
		幅 W>50cm	-15cm以内	施工延長 50mに 1箇所以上	検査記録票	
	歩道・車道 維持及び防 火線刈払い	総延長	設計数値以上		検査記録票	
		幅	-20cm 以内	施工延長 500mに 1箇所以上	検査記録票	
	シカ等防護 柵	延長(L)	設計数値以上	総延長	検査記録票	
		支柱間距離	+20%以内	施工延長 200mに 1箇所以上	検査記録票	
		高さ(H)	±10%以内	施工延長 200mに 1箇所以上	検査記録票	

※ 測定基準における「周囲測量」を全測点杭の確認により実施した場合においても、設計図（面積を含む）の提出をすること。  
また杭の一部がない場合は、復旧した杭で再測量し設計図（面積を含む）を提出すること。